

PRUグッドライフ2040

(愛称:順風満帆)

追加型投信/内外/資産複合

商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分変更型(株式、 債券、短期金融商品)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

◆商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「PRUグッドライフ2040」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年3月10日に関東財務局長に提出しており、平成23年3月11日にその届出の効力が生じております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求により販売会社から交付されます。請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

ファンドに関する照会先

PRUホットライン： 03-6832-7111

(受付時間：営業日の9:00~17:00 土日・祝休日、12月31日~1月3日は休業)

ホームページ： <http://www.pru.co.jp/>

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 株式会社りそな銀行

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第392号

設立年月日 2006年4月19日

資本金 219百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 413,890百万円

(資本金、運用純資産総額は2011年1月末現在)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

☑ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「PRU国内株式マザーファンド」、「PRU国内債券マザーファンド」、「PRU海外株式マザーファンド」、「PRU海外債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 4種類のマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行います。

PRU国内株式
マザーファンド

わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)^{※1}の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

PRU国内債券
マザーファンド

わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI(総合)^{※2}の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

PRU海外株式
マザーファンド

日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAIインデックス^{※3}(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

PRU海外債券
マザーファンド

日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス^{※4}(除く日本)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

- ※1 東証株価指数(TOPIX=Tokyo Stock Price Index)とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を有しません。
- ※2 NOMURA-BPI(総合)とは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI(総合)は、野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
- ※3 「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。「MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)」は、「MSCI KOKUSAIインデックス(米ドルベース)」をもとに、MSCI Inc.の承諾を受けたくて委託会社で計算したものです。「MSCI KOKUSAIインデックス」はMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービス・マークです。
- ※4 「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当ファンドでは、シティグループ世界国債インデックス・データをもとに、シティグループ証券株式会社の承諾を得たくて、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。「シティグループ世界国債インデックス」に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。© Citigroup Global Markets Inc. All rights reserved.

☑ ファンドの目的・特色

2

基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。

基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品100%となるように変化します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させた、安定的な運用に移行します。

	当初設定時 (平成13年3月16日)	当初設定日から 約9年半経過時 (平成22年10月1日)	償還直前
PRU国内株式 マザーファンド	50.0%	38.1%	0.0%
PRU国内債券 マザーファンド	14.5%	31.1%	0.0%
PRU海外株式 マザーファンド	30.0%	22.9%	0.0%
PRU海外債券 マザーファンド	2.5%	4.9%	0.0%
短期金融商品	3.0%	3.0%	100.0%

※市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。

- 当ファンドは、クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社より助言を受け、運用を行います。

- ・クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社は2004年7月に、米プルデンシャル・インベストメント社のクオンティタティブ・マネジメント・チームが独立することにより設立されました。なお、同社は米プルデンシャル・インベストメント社の100%子会社です(以下の説明は、同社の前身である米プルデンシャル・インベストメント社のクオンティタティブ・マネジメント・チームに関するものを含みます。)
- ・1975年よりクオンツ運用を開始し、その運用資産額は約730億米ドル(約6.1兆円)にのびります。
- ・1979年より、株式インデックス運用を開始、運用経験豊富な投資プロフェッショナルにより、投資先の市場の特性に合わせた運用が行われています。(クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社に関する情報は平成22年9月末現在のものです。為替換算レート:1米ドル=83.54円)

☑ ファンドの目的・特色

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

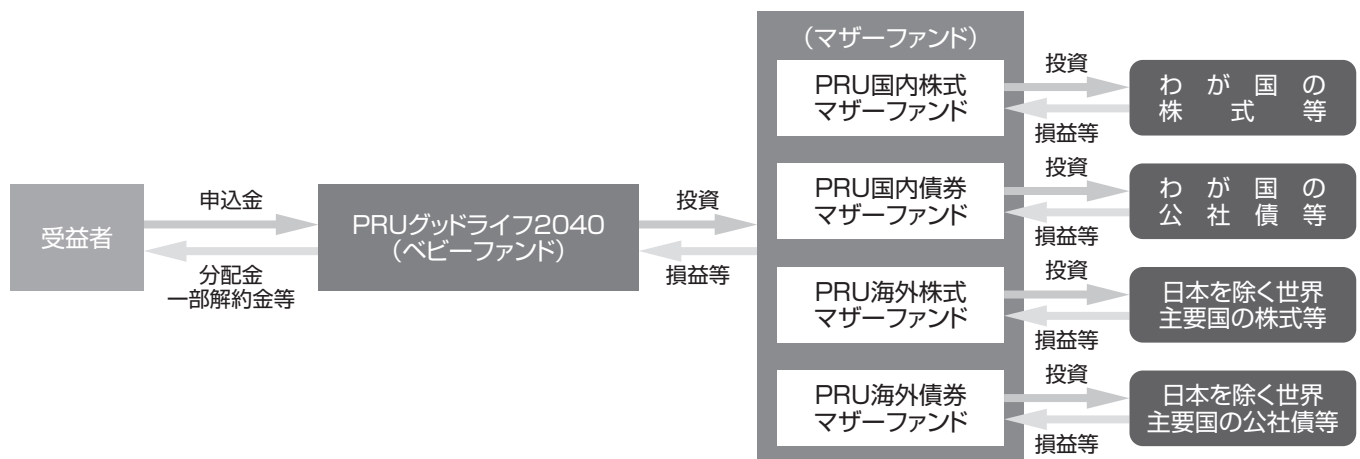
4 当ファンドの償還日は、平成52年(2040年)12月10日です。

5 年1回(原則、12月10日。)決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。
- マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注) 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金(税控除後)は、原則として、自動的に再投資されます。

主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の60%以下とします。

投資リスク

■基準価額の変動要因

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動し、これらの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資に際しましては、当ファンドのリスク・留意点を十分ご理解の上お申込みください。

※なお、下記は、当ファンドの投資に際しての主なリスクです。すべてのリスクを網羅しておりませんので、ご注意ください。

1.資産配分リスク

当ファンドでは、基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築し、各マザーファンドへの資産配分を行います。また、この基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期が近づくにしたがって、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、時間の経過とともに株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。

この資産配分は当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益の悪い資産で運用するマザーファンドへの配分が大きい場合や複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各マザーファンドの投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2.株価変動リスク

株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。

3.金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

4.信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

5.カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

6.為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

●投資対象とするマザーファンドにおける資金流出入等により、当該マザーファンドの価額が下がる場合があり、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

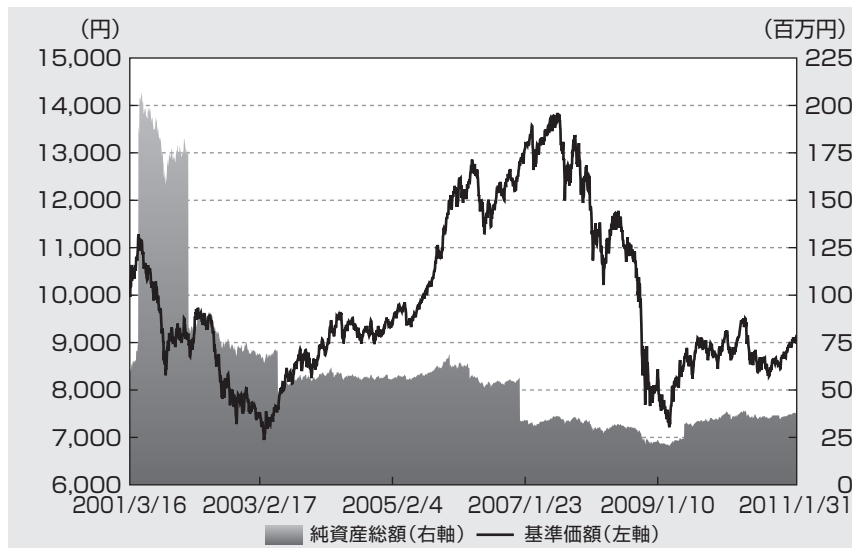
■リスクの管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、投資分析室が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用会議に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

運用実績

(基準日:2011年1月31日)

基準価額・純資産の推移



基準価額	8,972円
純資産総額	0.37億円

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2006年12月11日	0円
2007年12月10日	0円
2008年12月10日	0円
2009年12月10日	0円
2010年12月10日	0円
設定来累計	0円

(注)基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

PRUグッドライフ2040

資産の種類	投資比率
PRU国内株式マザーファンド	39.90%
PRU国内債券マザーファンド	30.67%
PRU海外株式マザーファンド	24.36%
PRU海外債券マザーファンド	4.43%
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.63%
合計(純資産総額)	100.00%

PRU国内株式マザーファンド

組入上位業種	投資比率
1 電気機器	14.4%
2 輸送用機器	10.0%
3 銀行業	9.1%
4 化学	5.8%
5 情報・通信業	5.3%
6 卸売業	5.2%
7 機械	4.9%
8 電気・ガス業	4.6%
9 医薬品	4.1%
10 陸運業	3.4%

種類	組入上位10銘柄	業種	投資比率
1 株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.42%
2 株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.53%
3 株式	本田技研工業	輸送用機器	2.31%
4 株式	キャノン	電気機器	1.97%
5 株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.64%
6 株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.49%
7 株式	三菱商事	卸売業	1.42%
8 株式	ソニー	電気機器	1.25%
9 株式	武田薬品工業	医薬品	1.21%
10 株式	東京電力	電気・ガス業	1.15%

PRU国内債券マザーファンド

種類別構成	投資比率
国債証券	81.54%
地方債証券	5.68%
特殊債券	6.18%
社債券	5.13%
現金・その他の資産(負債控除後)	1.47%
合計	100.00%

種類	組入上位10銘柄	投資比率
1 国債証券	第305回利付国債(10年)	1.76%
2 国債証券	第273回利付国債(10年)	1.45%
3 社債券	第505回東京電力株式会社社債(一般担保付)	1.39%
4 国債証券	第87回利付国債(5年)	1.39%
5 国債証券	第278回利付国債(10年)	1.10%
6 国債証券	第285回利付国債(10年)	1.10%
7 国債証券	第284回利付国債(10年)	1.10%
8 国債証券	第282回利付国債(10年)	1.10%
9 国債証券	第274回利付国債(10年)	1.09%
10 国債証券	第296回利付国債(10年)	1.08%

主要な資産の状況

PRU海外債券マザーファンド

通貨別構成	投資比率
米ドル	40.04%
ユーロ	42.95%
英ポンド	7.77%
その他	9.24%
合計	100.00%

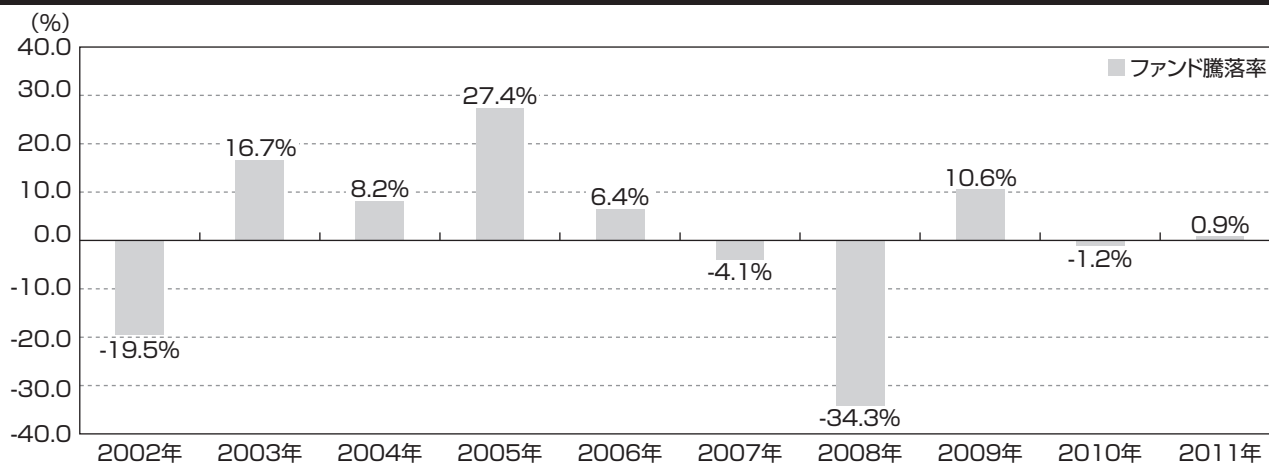
	国	種類	組入上位10銘柄	投資比率
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8.97%
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5.45%
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5.24%
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.02%
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.61%
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.46%
7	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T	2.32%
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.24%
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.22%
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.15%

PRU海外株式マザーファンド

通貨別構成	投資比率
米ドル	53.86%
ユーロ	15.44%
英ポンド	10.84%
加ドル	5.72%
豪ドル	4.18%
その他	9.96%
合計	100.00%

	国	組入上位10銘柄	業種	投資比率
1	アメリカ	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	1.75%
2	アメリカ	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.32%
3	アメリカ	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	0.94%
4	アメリカ	GENERAL ELECTRIC CO.	資本財	0.94%
5	アメリカ	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	0.88%
6	イギリス	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	0.83%
7	スイス	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	0.83%
8	アメリカ	CHEVRON CORP	エネルギー	0.81%
9	アメリカ	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	0.80%
10	アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	0.77%

年間収益率の推移



(注1) ファンドの年間収益率は、基準価額を使用して計算しております。

(注2) 2011年は1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

☐ 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までに、販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、お申込受付日から起算して5営業日目よりお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日の場合は、申込みの受付は行いません。
申込締切時間	お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。
購入の申込期間	平成23年3月11日～平成24年3月9日 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することがあります。
信託期間	平成13年3月16日から平成52年12月10日までとします。
繰上償還	以下の事由が生じた場合等には、繰上償還となることがあります。 ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	12月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて分配します。 ※分配金をお受取りになる「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社により取扱い可能なコースが異なります。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通して受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産から支弁します。				
	計算期間	信託報酬率	信託報酬の配分		
			委託会社	販売会社	受託銀行
	第1期計算期～第10期計算期	年1.764% (税抜1.68%)	年0.840% (税抜0.80%)	年0.840% (税抜0.80%)	年0.084% (税抜0.08%)
	第11期計算期～第20期計算期	年1.554% (税抜1.48%)	年0.735% (税抜0.70%)	年0.735% (税抜0.70%)	
第21期計算期～第30期計算期	年1.344% (税抜1.28%)	年0.630% (税抜0.60%)	年0.630% (税抜0.60%)		
第31期計算期～第40期計算期	年1.134% (税抜1.08%)	年0.525% (税抜0.50%)	年0.525% (税抜0.50%)		
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税相当額を含みます。)および受託会社が立替えた立替金の利息等は、投資信託財産からその都度支弁します。 ・目論見書および運用報告書等の作成に係る費用等 ・純資産総額の年0.05%を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産から支弁します。 ・ファンドの監査費用 ・純資産総額の年0.00525%(税抜0.005%)を上限とし、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産から支弁します。 ※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。 				

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。